

東海市告示第124号

令和8年度東海市第2子以降認可外保育施設等利用料給付金支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年6月17日

東海市長 花田勝重

令和8年度東海市第2子以降認可外保育施設等利用料給付金支給要綱の一部を改正する要綱

令和8年度東海市第2子以降認可外保育施設等利用料給付金支給要綱（令和8年東海市告示第49号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「42,000円」を「45,700円」に改め、同項第3号ア(ア)中「16,300円」を「17,700円」に、「450円」を「490円」に改め、同号ア(イ)中「16,300円」を「17,700円」に改め、同号イ中「42,000円」を「45,700円」に改める。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。